

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業 「沖縄観光ブランド戦略推進事業」 委託業務 企画提案公募要領

1 業務名

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」 委託業務

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 目的

本事業は、沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」のコンセプト「美しい自然とあたたかい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島」に基づき、沖縄の自然、歴史、文化、ライフスタイル等の沖縄のソフトパワーや本質的価値への共感を通じ、国内外の観光地の中で沖縄の独自性と特別感を発揮し、選ばれる国際観光地となるための国内・海外観光ブランディングを目的とする。

長年培われてきた海、島の風景や時間、健康長寿等の既存イメージに加え、沖縄固有の自然、琉球王朝時代に由来する伝統的・歴史的価値、現代的な取組み等を掛け合わせ、国内外の旅行トレンドを刺激する映像やグラフィックを制作し、様々な情報媒体で発信することで、各市場での沖縄の露出を増やし、認知度向上と来訪意欲拡大を図る。

国内では、高い認知度を背景に沖縄来訪経験者が多い一方、国内人口減少下でも安定した旅行需要を確保するため、沖縄に価値や愛着を感じて再訪するリピーター観光客の増加を目指す。海外では、沖縄の認知度が浸透途上の欧米豪等をターゲットに観光ブランディングを進め、当該地域からの観光客が韓国、香港、台湾、日本本土を訪れる際、沖縄を周遊先として検討できるような魅力的なブランドイメージを浸透させる。

4 募集する企画提案の内容及び要件

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」企画提案仕様書による。

5 提案上限額

- (1) 合計 79,554,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

本金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額と異なる場合がある。

- (2) 本金額は 2 事業の予算合計額であり、以下の各上限額を超えてはならない。

- ① 国内市場向け 30,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ 国内需要安定化事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」による

② 海外市場向け 49,554,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 沖縄観光グローバル事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」による

- (3) 積算については、上記(2)①②それぞれに分類して整理及び精算を行うこと（別添企画提案応募申請書類様式中の【様式4】（参考）を参照）。

6 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の 4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと、及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 事務所等を沖縄県内に有していること。ただし、共同体等による提案の場合は、うち一者以上が該当していれば要件を満たすものとする。
- (4) 国内及び海外市場における沖縄観光誘客施策の現状と課題に関する知見を有すること。
- (5) 国内及び海外向けの観光地ブランディングの経験と実績を有すること。
- (6) 高品質・高画質の映像やビジュアル等の制作・編集・配信の経験と実績を有すること。直近 3 年以内で、広告又は観光業界における映像やビジュアル関連の受賞実績があれば、その概要や、公開されていれば URL 等を記載すること。
- (7) 国内及び海外市場における観光情報誌、又はオンライン広告等への出稿実績を有すること。
- (8) 業務の主たる部分を受託者自身が履行すること。業務の主たる部分とは、契約金額の 2 分の 1 を超える金額の業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等、成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務、及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務をいう。
- (9) 本業務の実施体制として正副 2 名以上の担当者を割り当て、本業務に係る管理運営、沖縄県との連絡調整、及び関連事務に対して確実に遂行できる体制を構築すること。
- (10) 以下の要件のもとで、共同企業体による応募も認める。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記(1)及び(2)を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)～(7)の要件を満たすこと。

す者であること。

7 応募留意事項

- (1) 一者又は一共同企業体あたり一件の応募のみ受け付ける。
- (2) 一者が複数の共同企業体を通じて二つ以上の提案を行った場合、いずれか一方の応募のみ受け付ける。

8 応募の手続き

(1) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関する質問や疑義がある場合は、質問書【様式 10】を記入し、電子メールで提出すること。

① 質問受付期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）12 時（必着）

② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課

代表メールアドレス：aa057137@pref.okinawa.lg.jp

電話や質問書を用いない電子メール本文による問い合わせ、質問受付期限以降の問い合わせは受け付けられない。

(2) 質問に対する回答

令和 7 年 7 月 9 日（水）に沖縄県観光振興課のウェブサイト上に回答を掲載する。

(3) 企画提案書一式の提出

本公募に応募する場合は、企画提案書一式を沖縄県観光振興課執務室への持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

① 提出期限

令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時（必着）

② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課 誘致企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 行政棟 8 階

電話番号 098-866-2764

③ 提出書類

下記 9 に定める書類

9 提出書類

本公募に応募する者は、以下の書類及び部数を沖縄県観光振興課に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】
- ③ 会社概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

組織図を添付すること。

④ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 人件費等

イ 旅費

ウ 需要費（消耗品費、印刷製本費等）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等）

オ 使用料及び賃借料（会場借料等）

カ 外注費（請負契約等）

キ 一般管理費

ク 消費税

（注 1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注 2）この事業を実施するための全ての経費を積算すること。

⑤ 業務工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

⑥ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

⑦ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

⑧ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】

⑨ 共同企業体構成書（共同企業体の場合）・・・・・・・・・・・・・【様式 9】

企業共同体協定書の写しを添付すること。

⑩ 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 10】

⑪ 直近二事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。

⑫ 法人の場合、直近二年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。

企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。

（2）提出部数

① 応募申請書等（様式 1～9） 8 部（正本 1 部、副本（複写） 7 部）

様式 1～9 の書類は、A 4 版縦置き・横書き、左側長辺を 2 穴空けとし、左上クリップ留めで提出すること。

② 添付資料（上記（1）⑪及び⑫） 1 部

10 審査・選定方法

（1）一次審査（書類審査）

① 応募のあった者について、上記 6 に定める応募資格を満たす者で委託先として適格であるか、書類審査を行う。

② 応募が四者以上の場合には、企画提案書の審査・選定を実施、上位三者を二次審査対象者として選定する。

③ 一次審査結果通知予定日

令和7年7月23日（水）予定

電子メール及び文書により各応募者に通知する。二次審査（プレゼンテーション）の対象者には、二次審査を実施する日時及び場所を通知する。

（２）二次審査（プレゼンテーション）

① 二次審査は、本事業の企画提案選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションの内容を審査・選定する。

② プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 会場への入場者は、3名以内とする。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容のみを説明することとし、当日の資料追加や、パソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

③ 二次審査実施予定日

令和7年7月29日（火）予定

各応募者のプレゼンテーション実施時刻等は、個別に通知する。

11 業務の委託について

（１）本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

（２）業務委託契約については、原則として、企画提案選定委員会の審査において、順位第一位の応募者とするが、委託業務に関して合意に至らない場合には、順位第二位以降の者を順次繰り上げて協議を行い、合意に至った者と契約する。

12 留意事項

（１）提出書類で使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。書類中の画像内に外国語が写り込むことは差し支えない。

（２）提出書類一式の準備・作成・提出に要する経費、企画提案選定委員会に参加するための経費等、本企画提案への応募に要する経費は、応募者の自己負担とする。

（３）提出書類一式は返却しない。

（４）沖縄県に提出した提案書、審査の過程及び内容については、一切非公表とする。

（５）委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。提案内容を全て実施することを保証するものではない。

（６）契約締結の際、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に沖縄県に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（７）以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 8(3)①に記載した提出期限後に書類が提出された場合

② 提出書類に虚偽の内容の記載が確認された場合

③ 本公募要領への違反が確認された場合

- ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- ⑤ 上記の他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 問い合わせ先

沖縄県 文化観光スポーツ部

観光振興課 誘致企画班 担当：天野

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 行政棟 8 階

電話番号： 098-866-2764

メールアドレス： aa057137@pref.okinawa.lg.jp

以上